

あなたの行動が山を守ります！

林野火災 注意報・警報

令和8年2月26日運用開始

岩手県大船渡市で発生した林野火災をはじめ、近年、全国的に大規模な林野火災が頻発しています。このような状況を踏まえ、毎年1月から5月までの間、空気が乾燥するなど林野火災が発生しやすい気象状況の時には、林野火災注意報・警報が発令されます。

◆ 林野火災注意報・警報が発令されたら！？

警報・注意報発令中は、対象区域(森林)において以下のとおり火の使用が制限されます。

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| (1)火入れをしないこと | (3)火遊び・ たき火(※裏面参照) をしないこと |
| (2)煙火を消費しないこと(花火をしない) | (4)喫煙をしないこと など |

①前3日間の降水量が1mm以下＋前30日間の降水量が30mm以下

②前3日間の降水量が1mm以下＋乾燥注意報発表

林野火災注意報 発令

たき火などの火の使用は
控えて 下さい

林野火災注意報発令＋強風注意報発表

林野火災警報 発令

たき火などの火の使用は
禁止 です

※林野火災注意報・警報が発令された場合は、久留米広域消防本部ホームページ及びインスタグラムに掲載します。

消防本部
ホームページ



消防本部
インスタグラム



◆ 対象区域(森林)の範囲は？

森林法第5条で定義される森林を対象区域として指定します。久留米広域消防本部管内では、久留米市、小郡市、うきは市の森林が該当します。

👉 たき火に該当する行為の例 (総務省消防庁 HP より)

● 一般的なたき火等



● どんど焼き



● 野焼き



伝統行事や地域行事であっても、どんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。

👉 たき火に該当しない行為の例



火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等(バーベキュー台、七輪、ガス器具など)を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は制限の対象とはなりません。

※使用後は火が完全に消えるまで確認し、炭や燃え残りを適切に処理して下さい。
火種が残っていると、後から火災が発生する可能性があります。

◆ 従わなかった場合は？

警報発令中に「火の使用制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

◆ 消防署への届出について

火災と見間違えるような「煙」や「火炎」が出る行為を行う場合は、時期や場所に関わらず最寄りの消防署へ**事前の届出**が必要です！

📄 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

これは消防署が行為を把握し、火災と間違われることを防ぐためのものですが、通報があった場合には、現地確認を行う場合があります。

届出書の提出は、たき火等の行為を許可するものではありませんのでご注意ください ⚠



【問い合わせ先】

久留米広域消防本部

予防課

☎ 0942-38-5159